

ただし、実費相当分（交通費、通信費等）については、この限りでないこと

提供を受ける者より提供者に支払うことができる実費相当分の具体的な額（P）

（「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲について（検討課題1））

（検討課題1第10次改訂後資料P16）

（要検討事項）

「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲をどのように設定するか？

（交通費、通信費のほかにもどのようなものを実費相当分に含めるのか？）

（案1）個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額に一定額を加算した額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案2）個々の事例について、実際にかかった額を含めた一定の額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案3）個々の事例について、実際に提供者が負った負担に応じた額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案4）個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額のみを「実費相当分」として認める。

（案5）「実費相当分」という以上の具体的な基準は特に示さない。

医療費やカウンセリングの費用等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の施行に要する費用は、提供を受ける者が全額負担すること

（ ）精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について

精子・卵子・胚の提供は匿名で行われること

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人及び当該精子・卵子・胚の提供を受ける人に対して、十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供が認められていること（P）

兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査を受けることとされていること（P）